

平成24年1月21日 バリアフリー講演会

# 障がい者の権利擁護

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の  
施行に向けて

行田市健康福祉部福祉課  
トータルサポート推進担当  
保健師 認定心理士

野村 政子

# 障害者虐待防止法が成立しました！

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

平成24年10月施行

## <参考>

- ・児童虐待防止法(2000年施行)
- ・高齢者虐待防止法(2006年施行)

# 行田市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例

- 2005年6月1日施行
- 虐待は被虐待者の心身に深刻な影響を与えるものである。虐待を予防するためには市を含めた多くの関係者・関係機関の連携・協力に基づいたきめ細かな対応が必要となる。
  - 対象者によって分けることなく児童、高齢者及び障害者に対する虐待を包括的に防止するための条例を制定。
  - 地域ぐるみで安心安全のまちをつくる。

# 障害者虐待とは？

- 重大な人権侵害である！
- 地域ぐるみで障害者虐待を予防しましょう！！

国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するように努めなければならない。(法第5条)

# 障害者虐待防止法について

- 目的

障害者虐待の防止や養護者への支援に関する取り組みを促進し、障害者の権利をまもる。

# 法律上の「障害者虐待」の定義

- 養護者による障害者虐待
- 障害者福祉施設従事者による障害者虐待
- 使用者による虐待

# 法律上の「障害者虐待」の定義

- 身体的虐待
- 性的虐待
- 心理的虐待
- 介護・世話の放棄・放任
- 経済的虐待

**どういう行為が虐待になるのか**





# 身体的虐待

- 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴力を加え、又は正当な理由無く障害者の身体を拘束すること。

＜例＞暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを加える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。

（殴る、蹴る、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、いすやベッドに縛り付ける、医療的な必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、施設側の都合で睡眠薬などを服用させる、等）

# 性的虐待

- 障害者にわいせつな行為をすること  
又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

＜例＞本人が同意していない性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、判断能力のハンディに付け込んでいる場合があり、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）

（性的行為を強要する、裸にする、キスをする、わいせつな言葉を言わせる、等）

# 心理的虐待

- 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

＜例＞脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。

（侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、子ども扱いする、話しかけているのに意図的に無視する、等）

# 介護・世話の放棄・放任

- 障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、他の人による「身体的虐待」「心理的虐待」「介護・世話の放棄・放任」と同様の行為の放置等擁護を著しく怠ること。

<例> 食事や水分を十分に与えないで空腹状態が長時間続いたり栄養失調や脱水症状の状態にある、食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している、入浴させない、髪や爪が伸び放題。室内の掃除をしないなど劣悪な住環境の中で生活させる、病気や事故で怪我をしても病院に連れて行かない、学校に行かせない、必要な福祉サービスを受けさせない・制限する、同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する、等

# 経済的虐待

- 障害者の財産を不当に処分すること  
その他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

＜例＞本人の同意なしに財産や年金、賃金を搾取したり、勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(年金や賃金を搾取する、本人の同意なしに財産や預貯金を勝手に処分する・運用・施設等へ寄付する、日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない、本人の同意なしに年金等を管理して渡さない、等)

# 障害者に対する虐待の禁止(第3条)

何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

# 障害者虐待の早期発見(第6条)

- 国・地方公共団体の障害者福祉担当部局・関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- これらの関係者は、国や地方公共団体が講ずる障害者虐待防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

# 養護者による障害者虐待に係る通報 (第7条)

- 養護者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。



## 養護者の支援(第14条)

- 市町村は、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

## 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報(第16条)

- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

## 使用者による障害者虐待に係る通報(第22条)

- 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

# 地域ぐるみで障害者虐待を予防しましょう！

- 相談はふくし総合窓口（別紙）へ